

福島県の教員採用試験 ここが変わります！

※詳細については、4月下旬に公表される実施要項でお知らせします。

第一次選考試験：令和6年7月13日(土)、14日(日)

第二次選考試験：令和6年9月7日(土)、8日(日) ※1週間程度早期化

1 大学3年生等特別選考を導入

全ての校種において、大学3年生等を対象に、第一次選考試験を受験可能とします。「選考通過者」は、翌年度の第一次選考試験を免除します。 ※概要については、一次案内(別紙)をご確認ください。

2 実技試験と小論文を廃止

(1) 保健体育及び家庭の実技試験を廃止

中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭において、保健体育及び家庭の実技試験を廃止します。

(2) 小論文を廃止

全ての校種において、小論文を廃止します。

3 大学推薦特別選考の推薦枠を拡大

小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭において、推薦人数を制限なしとします。

※対象となる教科(科目等)については、4月下旬に公表される実施要項でお知らせします。

4 優遇措置や加点制度を拡大

(1) 特別選考Ⅱ(臨時的任用職員等経験者特別選考)の受験資格を拡大

全ての校種における特別選考Ⅱの受験資格について、これまで県内の国公立学校での講師経験としていましたが、県内外の私立学校及び県外の国公立学校での講師経験も含めます。

(2) 高等学校及び特別支援学校講師経験者に優遇措置を導入

高等学校教諭又は特別支援学校教諭の特別選考Ⅱ(臨時的任用職員等経験者特別選考)志願者で、本県の国公立学校における講師経験が直近10年度間のうち合計60ヶ月以上ある方は、第一次選考試験を受験し第二次選考試験の対象者とならなかった場合でも、一定の水準を満たせば、令和7年度採用試験と同一の校種・教科(科目等)を志願する場合に限り、令和8年度採用試験の第一次選考試験を免除します。

○小中学校において、講師及び養護助教諭経験者の方は、採用後に次の優遇措置を行います

本県内の国公立学校において講師又は養護助教諭として勤務した経験がある方については、講師経験5年以上(60ヶ月)で1管内、10年以上(120ヶ月)で2管内とみなす人事上の優遇措置を行っております。

(3) 複数免許加点の条件に幼稚園教諭普通免許状を追加

小学校教諭、特別支援学校教諭小学部の志願者で、幼稚園教諭普通免許状を取得している、又は取得見込みの方は、教科試験において加点します。

(4) 司書教諭資格を有する方への加点制度を導入

小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭の志願者で、司書教諭の資格を有する方は、教科試験において加点します。

○その他に変更、追加する内容

(1) 特別選考Ⅲ(スポーツ・芸術等特別選考)の募集分野を変更

スポーツ・芸術等の分野(種目)に関する優れた実績がある方を対象とした特別選考Ⅲでは、高等学校教諭において演劇を募集します。 ※スポーツ分野の募集は行いません。なお、特別選考Ⅲは必要のある場合に限り実施します。

(2) 特別選考Ⅳ(社会人経験等特別選考)の募集分野を追加

必要とされる分野(教科)に関する優れた社会人経験等がある方を対象とした特別選考Ⅳでは、高等学校教諭及び特別支援学校教諭高等部において情報を、高等学校教諭において農業(食品科学)を募集します。

※農業(食品科学)の募集については、食品衛生管理者の資格をお持ちの方に限ります。

(3) 中学校における特別支援学校中学部との併願を廃止

中学校教諭において、特別支援学校教諭中学部との併願を廃止します。

◎問い合わせ先：福島県教育庁

小学校教諭、中学校教諭、養護助教諭に関すること

... 義務教育課

採用担当

電話 024-521-7761

高等学校教諭に関すること

... 高校教育課

採用担当

電話 024-521-7770

特別支援学校教諭に関すること

... 特別支援教育課

採用担当

電話 024-521-7765

※問い合わせは平日の午前8時30分～午後5時15分までです。(土曜日・日曜日・祝日は閉庁です。)

大学3年生等特別選考の概要

令和7年度福島県公立学校教員採用候補者選考試験において 大学3年生等※も第一次選考試験を受験できるようにします

※ 大学3年生等とは、大学、大学院、短期大学、専門学校最終年次の1年前の年次とします。
ただし、科目等履修生は含みません。

1 対象となる校種等

- (1) 小学校教諭
- (2) 中学校教諭
- (3) 高等学校教諭
- (4) 特別支援学校教諭
- (5) 養護教諭

2 対象となる教科（科目等）

中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭の対象となる教科（科目等）については、4月下旬に公表される実施要項でお知らせします。

3 概要

- (1) 第一次選考試験を受験し、一定の水準を満たした者を「選考通過者」とします。
- (2) 「選考通過者」については、令和8年度福島県公立学校教員採用候補者選考試験の第一次選考試験を免除します。

4 その他

- (1) 試験日は令和6年7月13日(土)、14日(日)です。一般選考や他の特別選考と同日程で実施します。
- (2) 大学3年生等特別選考で「選考通過者」とならなかった場合でも、令和8年度福島県公立学校教員採用候補者選考試験の受験が可能です。
- (3) 「選考通過者」として第一次選考試験が免除されるのは、令和7年度福島県公立学校教員採用候補者選考試験において志願した同一の校種・教科（科目等）を志願する場合に限ります。

大学3年生等特別選考を受験し「選考通過者」となり、翌年度の第一次選考試験が免除されることにより、教育実習や第二次選考試験の勉強に専念できるなど、受験がしやすくなります。